

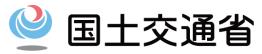
最近の建設業行政をめぐる主なトピックス

国土交通省 不動産・建設経済局
令和7年8月



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

目次



1. 建設業の現状
2. 価格転嫁について
3. 生産性向上について
4. 働き方改革について

1. 建設業の現状

建設産業の役割

建設産業の役割

建設産業は、地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には、最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担う

【災害の応急対応】

東日本大震災

○(一社)仙台建設業協会 3月11日地震直後より避難所の緊急耐震診断等を実施。同日午後6時には若林区の道路啓開作業を開始



熊本地震

○(一社)熊本県建設業協会 地震直後より、熊本県との「大規模災害時の支援活動に関する協定」により支援活動を実施



【通行不能の交差点での応急工事】
(国道443号寺迫(益城町))

【道路啓開(倒木、崩壊土砂の撤去)】
(県道45号阿蘇講公園菊池線)

【インフラメンテナンスの必要性】

▼社会資本の老朽化による被害



【ミシシッピ川に係る
高速道路橋の落橋
事故(2007年 米ミネソタ州)】
(出典: MN/DOT)



香川・徳島県境無名橋
(鋼2径間 単純トラス橋)の
落橋(2007年)

建設業就業者の現状

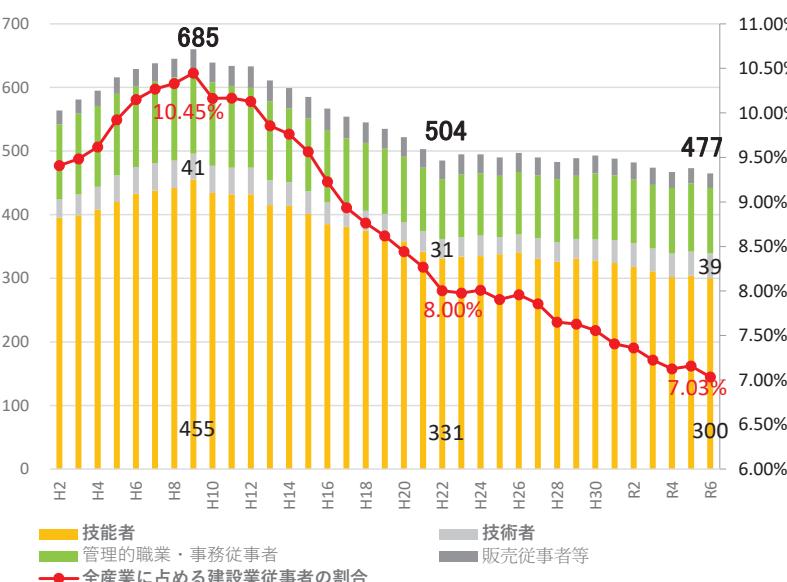
技能者等の推移

＜就業者数ピーク＞ ＜建設投資ボトム＞ ＜最新＞

- 建設業就業者：685万人(H9) → 504万人(H22) → 477万人(R6)
- 技術者：41万人(H9) → 31万人(H22) → 39万人(R6)
- 技能者：455万人(H9) → 331万人(H22) → 300万人(R6)

(万人)

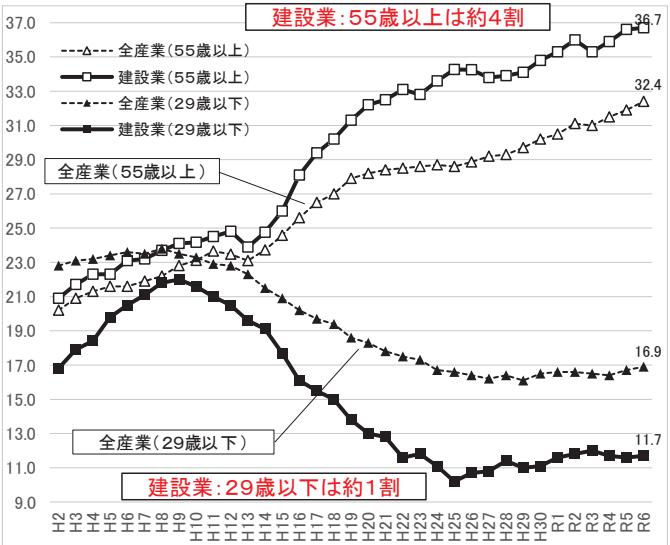
建設業従事者数と全産業に占める割合の推移



建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が36.7%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。

(%)



出典: 総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1

出典: 総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1※2

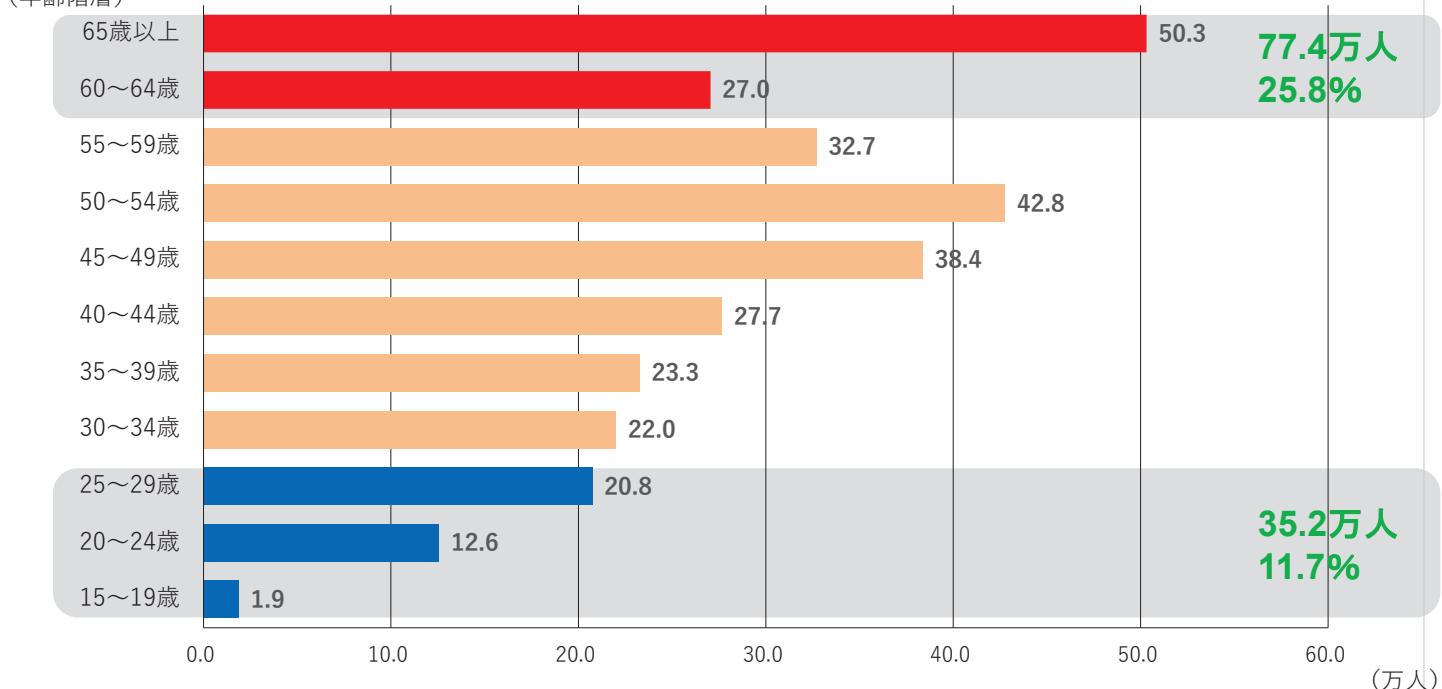
(※1 平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値 ※2 グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない)

5

年齢階層別の建設技能者数

- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1(25.8%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

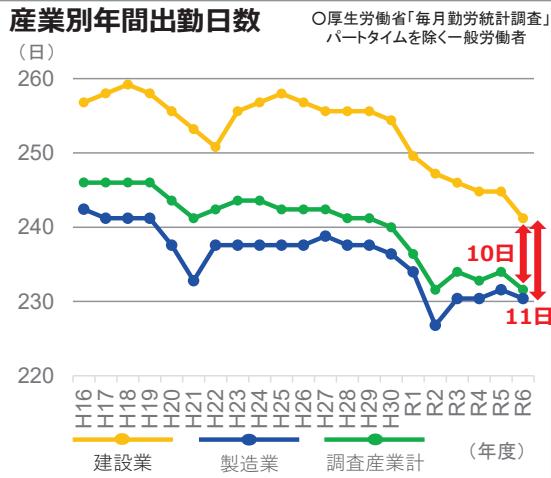
(年齢階層)



出典: 総務省「労働力調査」(令和6年平均)をもとに国土交通省で作成※

(※ グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない)

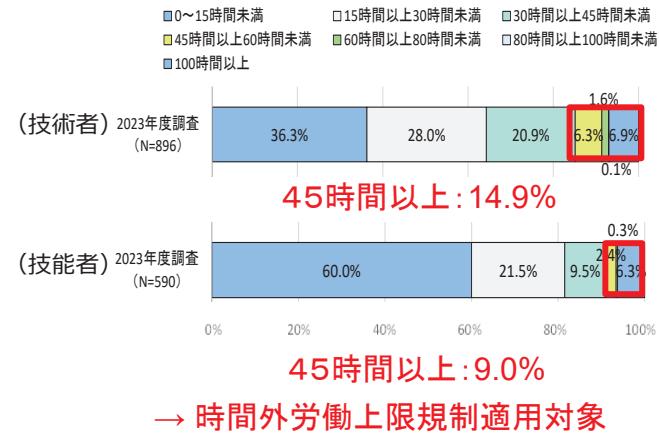
6



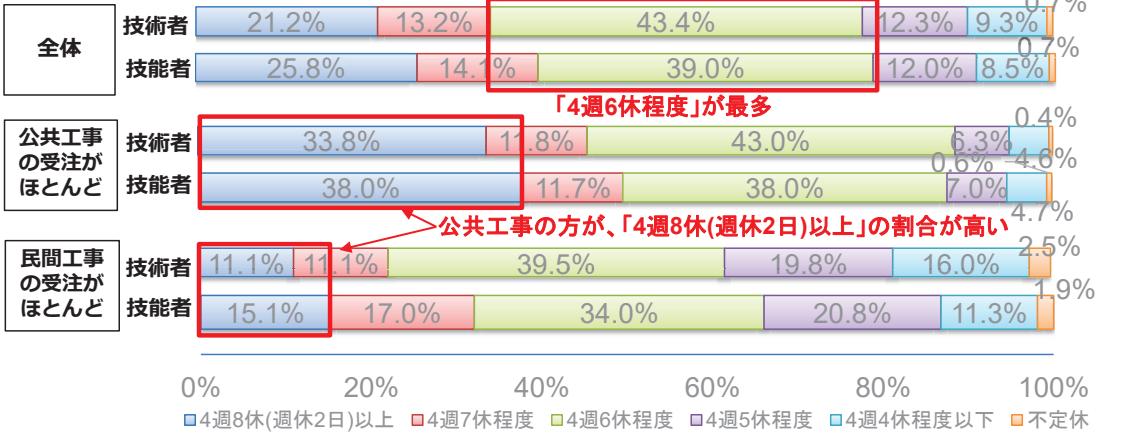
建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて10日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて48時間長い。

出典: 厚生労働省
「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成

月当たりの平均的な残業時間



建設業における平均的な休日の取得状況

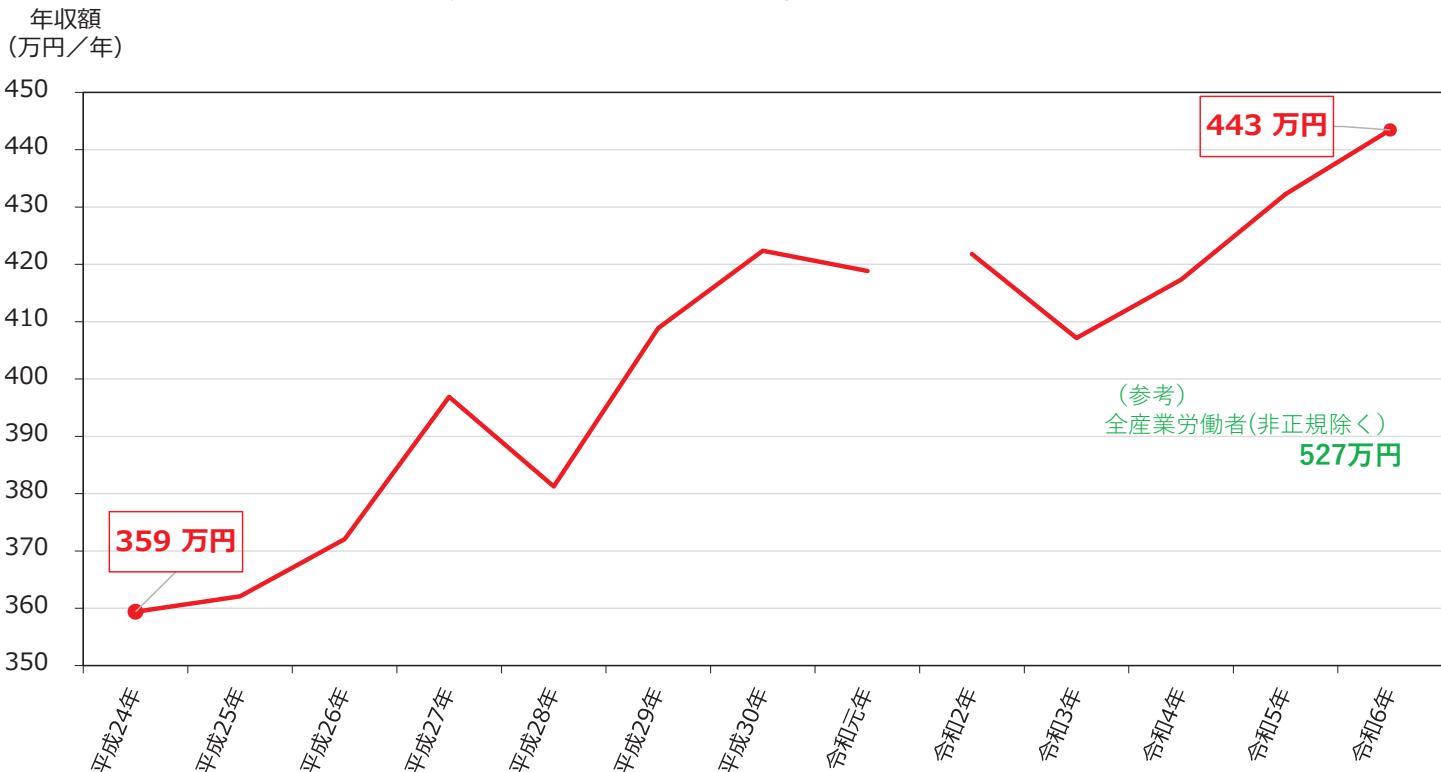


技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができない場合が多い。

出典: 国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」
(令和6年8月6日公表)

7

建設技能者の賃金の推移



(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)

* 年収額=所定内給与額×12+年間賞与その他特別給与額

* R2以降は「生産労働者」の区分が廃止されたため、建設業の「建設・採掘従事者」、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」を加重平均して「生産労働者」の額を推計

8

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、**担い手の確保が困難**。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

建設業*	432万円/年	(▲15.0%)	2,018時間/年
全産業	508万円/年	(+3.1%)	1,956時間/年

*賃金は「生産労働者」の賃金

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和5年度)

出典：厚生労働省「毎月労働統計調査」(令和5年度)

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合(内)

[H9]	685万人(10.4%)	⇒ [R5] 483万人(7.2%)
------	--------------	--------------------

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**効率改善、働き方改革、生産性向上**に取り組む必要。

効率改善

労務費への
しわ寄せ防止

働き方改革

生産性向上

賃金の引上げ

資材高騰分の転嫁

労働時間の適正化

現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

概要

1. 労働者の効率改善

- 労働者の効率確保を建設業者に**努力義務化**

→ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

黄色部分：昨年12月施行の内容

昨年施行により中建審に
作成権限が付与され、現在基準を作成中

- 標準労務費の勧告

- 中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止

→ 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表 (違反建設業者には、現行規定により**指導監督**)

- 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール

- 資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に**提供するよう義務化**
- 資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を**契約書記載事項として明確化**

- 契約後のルール

- 資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って**契約変更協議**を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる**努力義務**※

※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる**義務**

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制

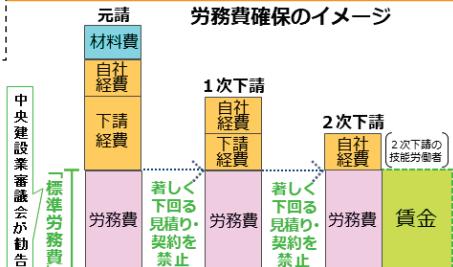
- 工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)

- ICTを活用した生産性の向上

- 現場技術者に係る専任義務を合理化(例、遠隔通信の活用)
- 国が現場管理の「指針」を作成(例、元下間でデータ共有)

→ 特定建設業者*や公共工事受注者に**効率的な現場管理を努力義務化** ※多くの下請業者を使う建設業者

・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(CTCの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示

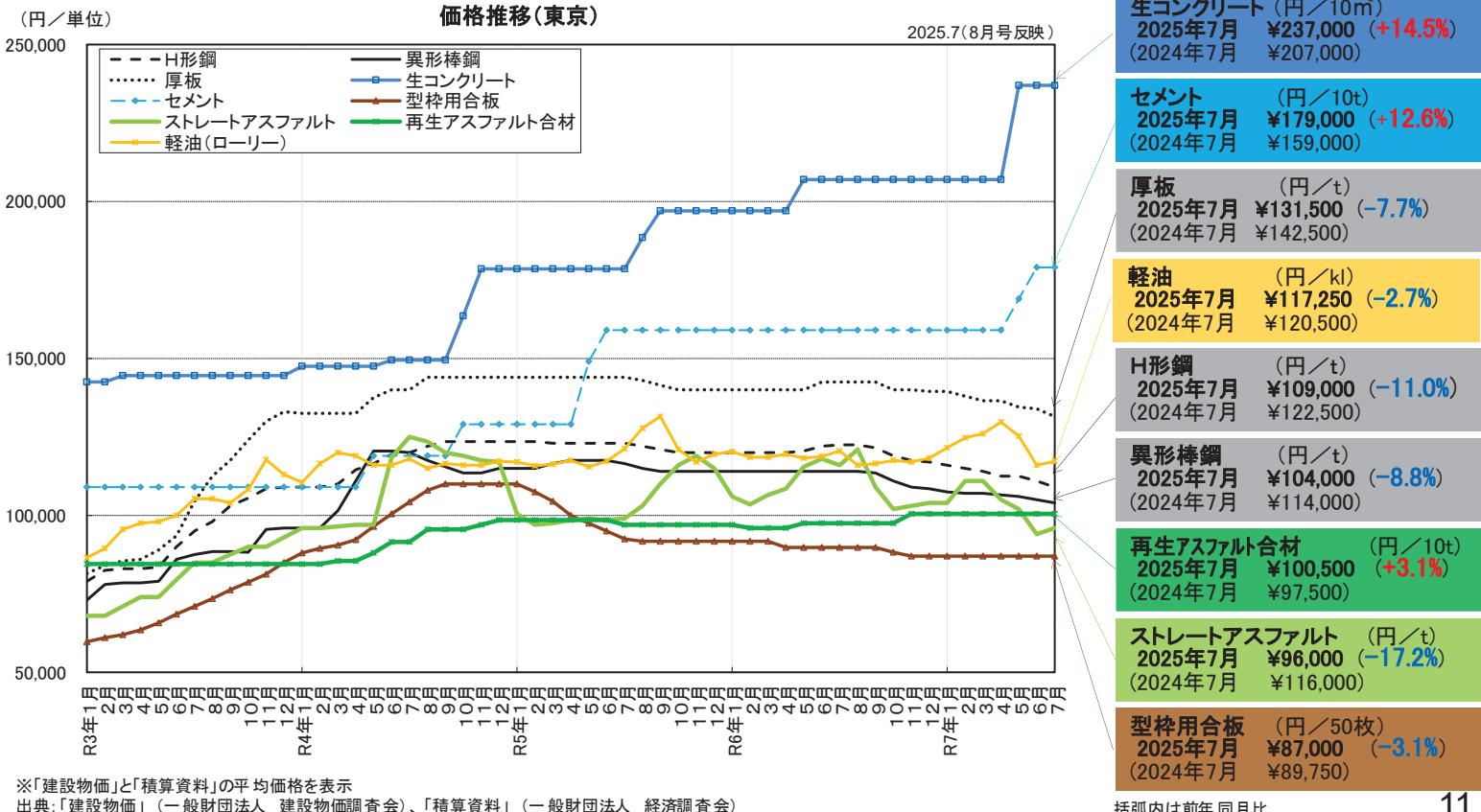


9

2. 価格転嫁について

主要建設資材の価格推移

- 2021年(令和3年)後半から原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰。
- 2023年以降は資材によって傾向は異なるものの、全体としては高止まりが続いている状況。
- 足元では、全国的に生コンクリート・セメントの騰勢が続いており、今後の状況を引き続き注視。



11

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針① 国土交通省

(令和5年11月29日 内閣官房・公正取引委員会)

- 令和5年11月、内閣官房及び公正取引委員会が「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定・公表
- 国土交通省において、本指針の周知を図るとともに、労務費の転嫁に向けて特に対応が必要とされる業種について、本指針を踏まえた対応を要請

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することを明記。
- ✓ 他方で、記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては協議が必要であることに留意が必要である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。

受注者として探るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**6頁の様式**を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、**最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること**。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる**発注者との価格交渉のタイミング**、業界の定期的な価格交渉の時期など**受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング**、発注者の業務の繁忙期など**受注者の交渉力が比較的優位なタイミング**などの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるの待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるの待たずに**受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること**。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が探るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の**記録を作成し**、発注者と受注者と双方で**保管すること**。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の探るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処していく**。

また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する**情報を提供できるフォームを設置し**、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

※内閣官房・公正取引委員会作成資料より抜粋

13

法改正事項：資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止

令和6年12月13日施行

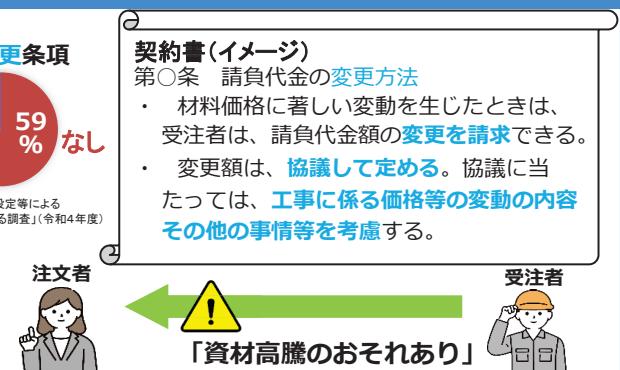
契約前のルール

- 資材高騰に伴う**請負代金等の「変更方法」**を**契約書の法定記載事項**として明確化



（出典）国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」（令和4年度）

- 受注者は、**資材高騰の「おそれ情報」**を注文者に**通知する義務**



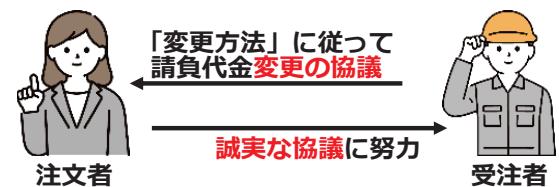
資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

- 契約前の通知をした**受注者は**、注文者に請負代金等の**変更を協議できる**。

→ 注文者は、**誠実に協議に応ずる努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

14

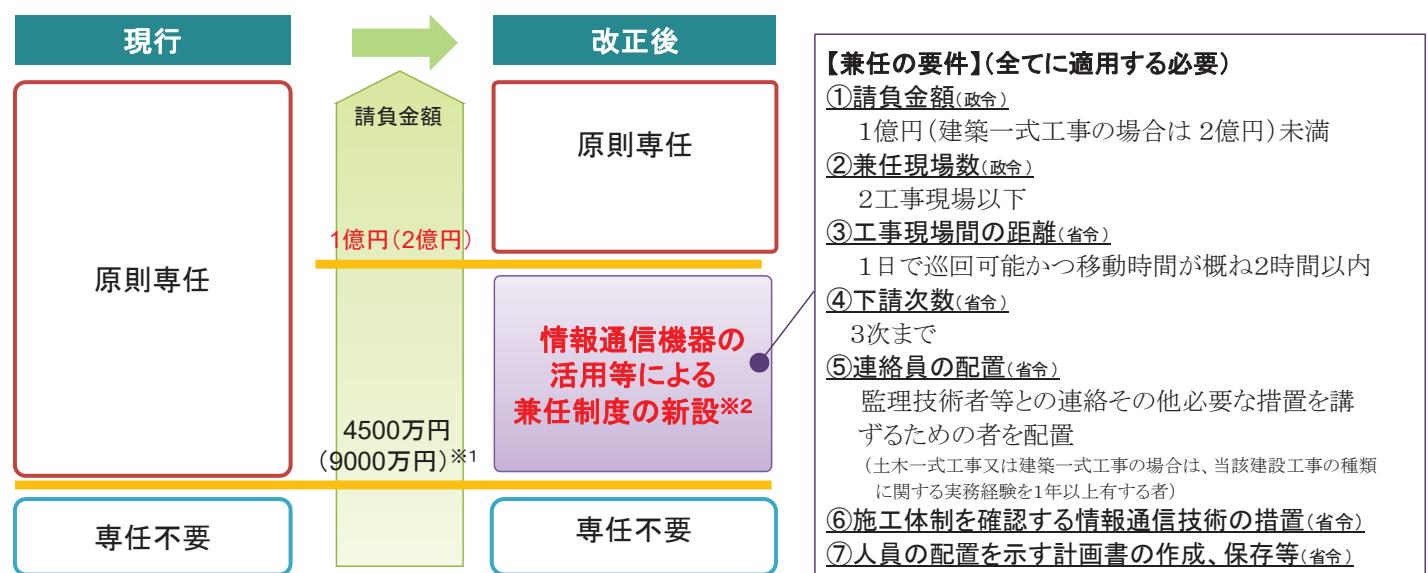
3. 生産性向上に関して

15

法改正事項：現場技術者（主任技術者・監理技術者）の専任の合理化（専任工事現場の兼任） 国土交通省

令和6年12月13日施行

- 建設工事に置くことが求められている主任技術者又は監理技術者について、請負金額が一定金額以上の場合には、工事現場毎に専任で置くこととされている。（建設業法第26条第3項）
- 今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事に関して、兼任を可能とする制度を新設。（建設業法第26条第3項第1号、第4項）



【兼任の要件】(全てに適用する必要)

- ①請負金額(政令)
1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満
- ②兼任現場数(政令)
2工事現場以下
- ③工事現場間の距離(省令)
1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内
- ④下請次数(省令)
3次まで
- ⑤連絡員の配置(省令)
監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者を配置
(土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者)
- ⑥施工体制を確認する情報通信技術の措置(省令)
- ⑦人員の配置を示す計画書の作成、保存等(省令)
(補足)計画書の参考様式を国土交通省HPに掲載
- ⑧現場状況の確認のための情報通信機器の設置(省令)

※1: 近年の建設工事費の高騰に伴い、金額を引上げ済（施行日：令和7年2月1日）

※2: 主任技術者・監理技術者に適用可能

補足：上図中「原則専任」について、「監理技術者を補佐する者」^(注)を工事毎に専任で置く場合には、同一の監理技術者が2現場まで兼任可能（主任技術者は適用不可）。この制度は改正後も引き続き活用可能。

注：「主任技術者の要件を有し、かつ、1級技士補の者」又は「監理技術者の要件を有する者」（一部業種は後者のみ、詳細は監理技術者制度運用マニュアル参照）

国会付帯決議を踏まえ、今後
施行状況の調査を予定

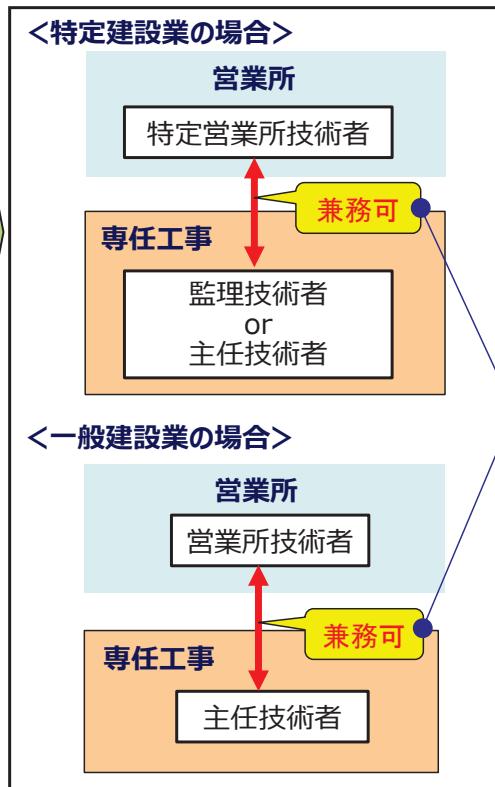
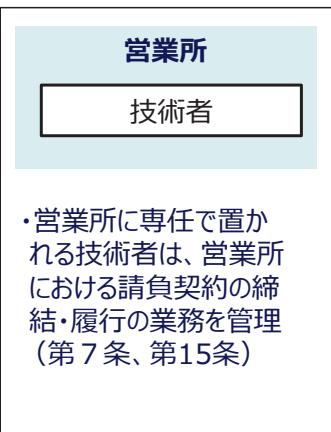
16

法改正事項：現場技術者（主任技術者・監理技術者）の専任の合理化（営業所技術者等の専任現場兼務）

令和6年12月13日施行

○営業所毎に専任で置くことが求められている者（営業所技術者等）に関して、

今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する専任工事について、営業所技術者等が当該工事の主任技術者等の職務を兼務できる改正を実施（建設業法第26条の5）



【兼任の要件】（全てに適用する必要）

①請負金額（政令）

1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満

②兼任現場数（政令）

2工事現場以下

③工事現場間の距離（省令）

1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内

④下請次数（省令）

3次まで

⑤連絡員の配置（省令）

監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者を配置

（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者）

⑥施工体制を確認する情報通信技術の措置（省令）

⑦人員の配置を示す計画書の作成、保存等（省令）

（補足）計画書の参考様式を国土交通省HPに掲載

⑧現場状況の確認のための情報通信機器の設置（省令）

※運用の詳細や留意事項は、「監理技術者制度運用マニュアル」に記載

注：営業所技術者等が専任現場の職務を兼務する場合に、建設業法26条第3項ただし書（現場技術者の兼務）を併用することは不可

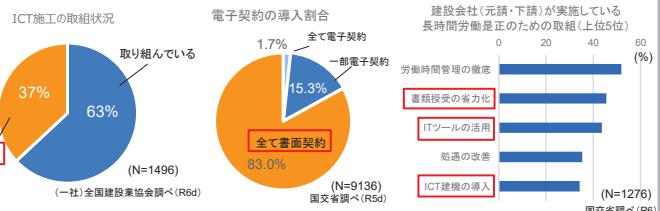
17

法改正事項：情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針 国土交通省（ICT指針）

令和6年12月13日施行

背景・課題

- 「地域の守り手」である建設業においては、**担い手確保が喫緊の課題**
- 建設業の持続可能な発展のため、**現場管理の効率化・生産性向上に資する建設業のICT化が不可避**
- 建設分野におけるICT活用に向けた技術開発が進展しつつある一方、建設業のICT化は不十分な現状



第三次・担い手3法

- ①ICT活用による現場管理を努力義務化（特定建設業者・公共工事受注者）
- ②ICT活用による現場管理の下請に対する指導を努力義務化（元請）
- ③ICTを活用した現場管理の指針作成（国）

④公共工事でのICT活用に向けての助言・指導等（公共工事発注者）

赤字 事業者の取組
青字 国・発注者の取組

ICT指針の概要

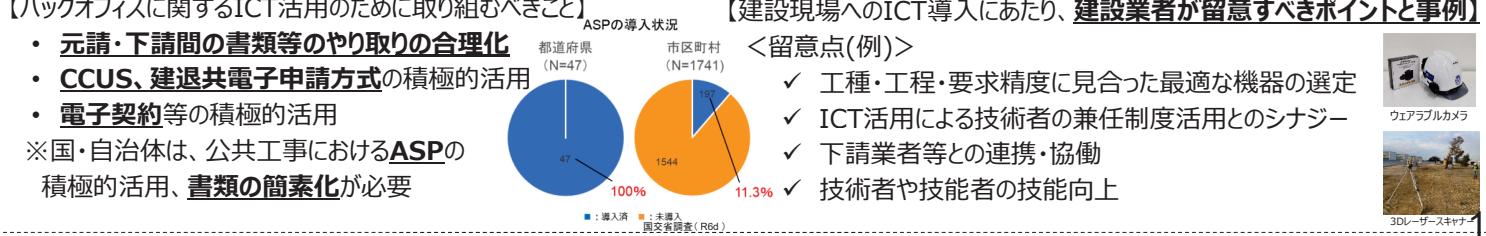
- 建設業者によるICTを活用した生産性向上策への積極的取組み、ICTを活用した施工管理を担う人材育成が待ったなしの課題
- 特定建設業者はもちろん、他の建設業者についても、経営規模等に応じたICT化への取組みが不可欠
- 建設業のICT化の実現には、建設業者だけでなく、発注者・工事監理者・設計者等の理解が不可欠
- 建設業者間での共同での新技術の開発・研究の促進による、さらなる技術開発推進が必要
- 工事現場においてICTを活用しやすくなるよう、発注者も通信環境の整備について協力
- i-Construction2.0の推進も含めた建設業全体のICT化を推進し、省力化による生産性向上・建設業の魅力向上を実現

【バックオフィスに関するICT活用のために取り組むべきこと】

- 元請・下請間の書類等のやり取りの合理化
- CCUS、建退共電子申請方式の積極的活用
- 電子契約等の積極的活用

※国・自治体は、公共工事におけるASPの

積極的活用、書類の簡素化が必要



18

ICT指針の構成

第1 本指針の基本的考え方

1 背景

2 本指針の適用範囲

⇒特定建設業者・公共工事受注者のみならず、発注者・工事監理者

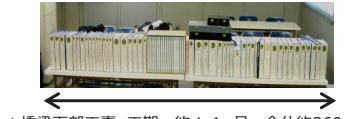
・設計者等工事に携わる全ての関係者の理解が不可欠

3 本指針の目的と目指すべき方向性

⇒建設業界全体のICT活用に係る取組状況の底上げ、技術革新を踏まえた

知見のアップデート、共同研究・開発、セキュリティ対策徹底 等

4 建設現場におけるICT活用に向けたアプローチ



◆橋梁下部工事、工期：約14ヶ月 全体約360cm

第2 工事施工の管理（バックオフィス）に関するICT活用に関する措置

1 工事施工の管理に関する法令等による規定

2 工事施工管理の効率化に向けて取り組むことが望ましい事項

(1) 施工管理システムの積極的な活用

⇒元請・下請間の書類やり取りの合理化 等



(2) CCUSの活用促進

⇒CCUSへの登録、就業履歴蓄積等の一層の推進 等

(3) 建設業退職金共済制度における電子申請方式の積極的活用

⇒電子申請方式の活用による確実な掛金納付・退職金支給、事務軽減 等

(4) 電子入札・電子契約の積極的活用等

⇒発注者側や元請業者の理解増進CI-NETの活用 等

(5) 公共工事における取組の推進

⇒工事関係書類の様式統一、簡素化・電子化、ASP活用 等

第3 工事施工（建設現場）におけるICT活用に関する措置

1 ICT活用において留意すべき観点

①工事工程全体を俯瞰したICT導入効果の最大化

②工事成果物に求められる精度を勘案した適切なICTの選択

③下請業者や建設業者間における連携・協働によるICT活用の推進

④ICT活用に係る技術者及び技能者の技能の向上

⑤データ連携による総合力の発揮

2 ICT導入の具体例

①ドローン

②トータルステーション

③3Dスキャナ

④BIM/CIM

⑤ウェブカメラ・ウェアラブルカメラ

⑥電子小黒板

⑦建設用ロボット等



ドローン

3Dスキャナ



【R7.6.13公表】建設業における省力化投資促進プランについて

- 生産性向上の必要性が高い12業種について、官民での取組目標と具体策を定めた「省力化投資促進プラン」を令和7年6月公表。
- 建設業のプランも同日に公表しており、令和7年2月開催の車座では、本プランを踏まえ、各団体で具体的な目標・期限を定めた計画を策定し、業種・職種に応じた効果的な取組を推進することについて建設業4団体と国土交通大臣において申し合わせを行っている。

プランの概要

【実態把握の深掘り】

- ・他産業と比較し低水準にある労働生産性の向上が課題
- ・ICT活用状況はバラつきがあり、特に中小規模の建設業者のICT活用を推進していく必要

【多面的な促進策】

- ・補助金等の周知やICT活用の優良事例の横展開を実施
- ・R6年6月建設業法等改正により、各種規制・制度の見直しを実施
- ・ICT活用の広報強化や、R6年度補正予算を活用した支援を実施

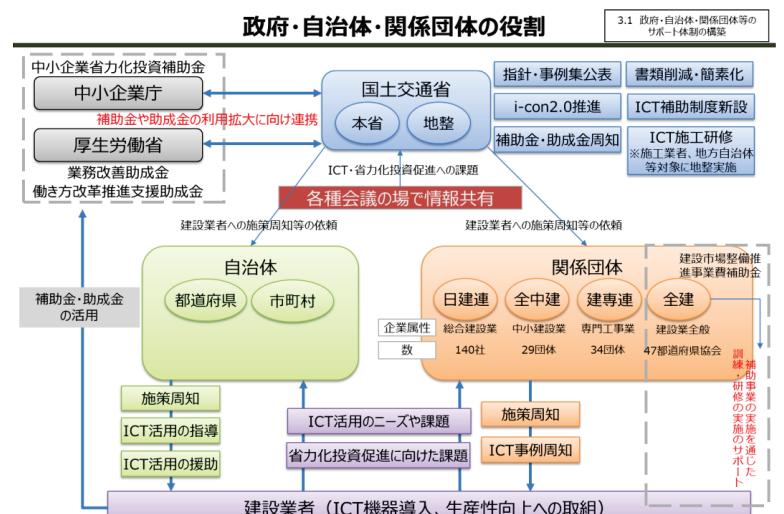
【サポート体制の整備・周知広報】

政府：関係機関と連携し、ICT活用の積極的促進のための施策展開

自治体：建設業者のICT活用の理解増進・スキル向上を図る

関係団体：政府・自治体の施策を活用した積極的なICT活用

サポート体制図



本プランにおける目標・KPI

【目標】建設業における2029年度の実質労働生産性目標は2024年度比で9%増

KPI 1. 2029年度までに建設業における年間実労働時間を全産業平均並み

KPI 2. 説明会における省力化投資支援施策の周知を年間10件(2029年度50件)



R7.2.14車座様子



ドローン



ウェアラブルカメラ

- 建設業の持続可能性を確保するためには、建設業者がその経営規模に応じ、ICTを活用した生産性向上策への積極的取組みを行なうことが待ったなしの課題
- 特に中小建設業者によるICT化に有効な製品を、「中小企業省力化投資補助金(中企庁所管)」の補助対象(カタログ)に追加

中小企業省力化投資補助金の概要

補助対象	従業員数	補助上限額(大幅な賃上げを行う場合の上限額)	補助率
補助対象としてカタログに登録された製品等 (補助対象者は中小企業等)	従業員数5名以下	200万円(300万円)	1/2以下
	従業員数6~20名	500万円(750万円)	
	従業員数21名以上	1,000万円(1,500万円)	

【補助金交付の流れ】



交付申請可能な製品

機器名称	測量機 (自動視準・自動追尾機能付高機能トータルステーション)	地上型3Dレーザースキャナー	GNSS測量機	清掃ロボット	シンダーコンクリート解体機
用途・機能	自動的にターゲットを追尾・視準して測量	測量や検査業務に必要な3次元データを取得	高精度測量を実施	・自律走行で床を清掃 ・各種センサにより、人や障害物を回避しながら清掃	円形のシンダーコンクリート割裂
導入メリット	測量業務において、作業者による遠隔操作、内蔵センサーによる追尾や視準が自動になるなど、省力化が期待	広範囲にレーザーを照射し、面的に対象物の空間位置情報を計測する。測量の回数が少なく、作業時間が短い	建設現場や災害復旧現場では、広範囲の地形データを迅速に取得でき、視通が確保しにくい都市部や複雑な地形でも1名で効率的に測量が可能	従来、広大な建設現場をブラシや掃除機等で人力で清掃していたところ、清掃作業に係る省力化が可能	従来工法のシンダーは楕円形であり、作業に鋼板を挟むため2人を要したが、本製品はシンダーが円形であり、鋼板を挟まず割裂できるため作業を1人で完結
活用想定される主な場面	測量作業	複雑な地形を伴う現場や視界が限られる都市部工事	広範囲の測量を行う現場、複雑な地形の山間部	各種建設工事の前後	シンダーコンクリート解体
平均価格帯	数百万円程度	500万円程度~	数百万円程度~	数百万円程度	約870万円程度~

建設業におけるICT導入・活用促進のための支援措置について (R7.6.30時点)

交付申請可能な製品

製品カテゴリ登録済

機器名称	バランス装置	鉄筋自動曲装置	産業用小ロット印刷対応デジタル印刷機	マシンコントロール・マシンガイダンス機能付ショベル
用途・機能	容器の傾斜作業・袋詰め品の搬送など	建築や土木工事に使用される鉄筋を用途(ビルの柱・梁、橋梁など)に合わせた形に自動曲げ加工する機械	多品種・小ロットの印刷が求められる現場で活用	オペレータをガイダンスでサポート(マシンガイダンス機能)又は半自動操縦(マシンコントロール機能)を具備
導入メリット	省スペースで設置可能であり、重量物の上げ下げや搬送、容器の傾斜作業、小ロット品の繰り返し搬送、加工機械へのワーク取付など、幅広い作業に高い省力化効果を発揮	自動制御による加工機能を活用することで、熟練工でなくとも精度の高い鉄筋加工が可能となり、作業者の負担軽減と作業時間の短縮が期待できる	従来のスクリーン印刷のように製版が必要ないため、短納期での印刷が求められる案件や、試作品・限定品の製作現場でも効果を発揮。印刷版の作成や色合わせ作業が不要となり、誰でも簡単に印刷作業が可能	設計データと現場状況をリアルタイムで比較し、最適な操作をサポートすることで、掘削精度向上、初心者も効率的に作業可能といったメリット
活用想定される主な場面	重量物の搬送業務	建築や土木工事における鉄筋加工の効率化が求められる現場	店舗内装用のサインや看板の製作等、少量多品種対応が多い現場	広範囲の掘削や複雑な地形で精密な施工が必要な現場
平均価格帯	200万円程度~	約880万円~2,600万円(曲げる鉄筋の硬さ・太さや曲げたい形状による)	約100万円~5,000万円程度	2,000万円~3,000万円程度

製品カテゴリ登録済

機器名称	チルトローテータ付ショベル	鉄筋組立作業ロボット	パワーアシストスーツ	RFIDによる一括読み取りシステム
用途・機能	掘削・整形・埋戻・整地など	自動で走行し、配筋や結束などの鉄筋組立作業	身体に装着して電動モーターなどの駆動装置の動力を用いて、人間の機能を拡張補助する装置	出入庫検品、棚卸等の用途で、管理対象の物品につけられた、或いは人員が保持するRFタグを一括で読み取る
導入メリット	作業箇所に正対しなくても作業ができるため、足場を整地して機械を移動する回数が大幅に減り、施工時間を削減可能	人手で行っていた鉄筋の配筋や結束作業をロボットに置き換えることで生産性向上。また、単純作業の自動化により、作業ミスが低減し、品質の安定化も期待できる	作業者の腰への負担を軽減し、持ち上げ作業の時間短縮や連続作業時間の延長が可能になり、作業効率の向上と労働負担の軽減が期待できる	対象物に貼付されたRFタグを非接触かつ視認不要で一括読み取り可能することにより、従来のバーコードや二次元コードを用いた読み取り作業に比べて大幅な省力化を実現
活用想定される主な場面	構造物付近や床掘側面などの細かな箇所での掘削	鉄筋の配筋や結束現場	重量物の持ち上げや運搬作業が発生する現場	在庫管理や出入庫処理の正確性とスピードが求められる現場
平均価格帯	約3,000万円~4,500万円程度	約280万円~310万円程度	60万円~120万円程度	ハンディ型~650万円・トンネルゲート22型~700万円・定置型~800万円程度

「地域の守り手」となる地方の中堅・中小建設業従事者の、施工管理におけるICTへの習熟を深め、ICTも活用した迅速かつ効率的な応急復旧を強力に実現できる体制を構築する

背景・課題

- ✓ 「地域の守り手」である建設業が、将来にわたりその役割を果たし続けるためには、処遇改善・働き方改革・生産性向上が不可欠であるほか、激甚化・頻発化する各種災害に適切に対応できる能力・体制を構築・強化していくことが必要。
- ✓ 建設業の生産性向上を支えるICT技術の開発が進展つつあるなか、厳しい作業環境となることが多い被災地の応急復旧においてもICT機器を積極的に活用することにより、現地作業の安全性を高めるとともに、迅速かつ円滑に対応するための環境整備を図ることが必要。



事業内容

- 被災地の迅速な応急復旧に資する防災訓練等を行うに際し、応急復旧活動におけるICT機器の活用を想定した訓練等を行う場合に、当該訓練等に要する費用の一部を助成

① 防災業務計画の改定

- ✓ 応急復旧活動におけるICT機器の活用について、防災業務計画に明確化
- ✓ 定期的に実施する防災訓練等において、ICT機器の活用を想定した訓練等を実施することを明確化

② 防災訓練の実施

- ✓ 応急復旧に係る防災訓練において、会員企業の作業員参加のもと、ICT機器も活用した実地訓練を実施
- ✓ 会員企業を対象に、被災地において活用が望ましいICT機器について研修実施

ICT機器を活用した迅速な応急復旧を可能とする体制の構築

- ❖ 交代制で応急復旧に入る複数事業者間で現場状況を円滑に共有可能に
- ❖ 2次災害のリスクがある被災現場で安全性の高い施工が可能に

事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率1/2以内）
- 補助事業者：災害対策基本法第2条に基づき指定された指定公共機関である建設業団体
- 補助対象経費：建設業団体が実施する防災訓練に際してのICT機器の導入および発災時以外の建設現場におけるICT機器の活用に要する経費
- 事業期間：令和6年度～（交付決定済）



4. 働き方改革について

工期に関する基準 改正の概要（令和6年3月）



- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

- ・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。
- ・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。
- ・受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。
- ・発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。
- ・発注者※は、受注者から、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りが提出された場合、内容を確認し、尊重する。
※下請契約における注文者も同じ

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) **自然要因**
- (2) **休日・法定外労働時間**
- (3) イベント
- (4) 制約条件
- (5) 契約方式
- (6) 関係者との調整
- (7) 行政への申請
- (8) **労働・安全衛生**
- (9) 工期変更
- (10) その他

- ・自然要因（猛暑日）における不稼働を考慮して工期設定。
- ・十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映する。
- ・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備**
- (2) **施工**
- (3) 後片付け

- ・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産
- (2) 鉄道
- (3) 電力
- (4) ガス

- ・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。
- ・各業界団体の取組事例等を更新。

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について (優良事例集)

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) 基準の見直し

25

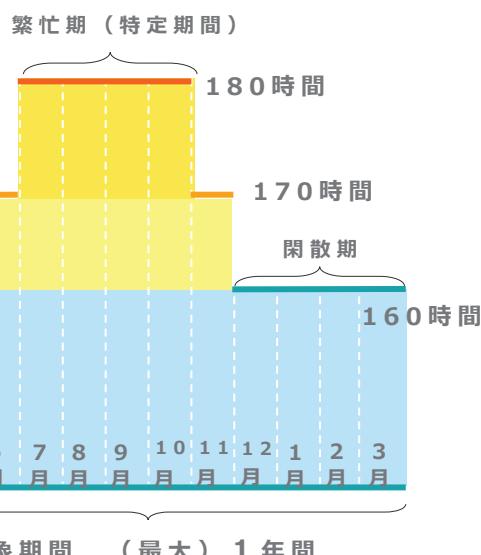
1年単位の変形労働時間制の概要(労働基準法関係)



- 特定の季節（夏季・冬季など）、特定の月で業務の繁閑が大きい場合には、1年単位の変形労働時間制を用いることが効果的。
- 繁忙期の所定労働時間を長くする代わりに、閑散期の所定労働時間を短くするといったように、業務の繁閑に応じて、工夫しながら労働時間の配分を行い、労働時間の短縮を図る。導入に当たっては、就業規則への規定、労使協定の締結（届出）が必要。

制度イメージ

対象期間を平均して、労働時間は**1週40時間**まで



シフト作成のルール

- 労働日と労働日ごとの労働時間をあらかじめ労働者に示す
対象期間を1か月ごとに区分し、各期間の初日の30日前までに、その期間中の労働日・労働時間を示すことでも可
- 労働日数は**年間280日**まで
- 労働時間は**1日10時間、1週52時間**まで
ただし、①労働時間が48時間を超える週は連続3回まで
②対象期間を3か月ごとに区分した各期間で、労働時間が48時間を超える週は3回まで
- 連続労働日数は対象期間では**6日**まで
特定期間では**12日**まで（1週1回の休日を確保）

積雪地域の特例

豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項に基づき、豪雪地帯・特別豪雪地帯の指定を受けた道府県・市町村における建設業法第2条第1項に規定する建設工事に係る屋外作業の業務
⇒上記①②の**1週48時間**についての制限がかからない

26

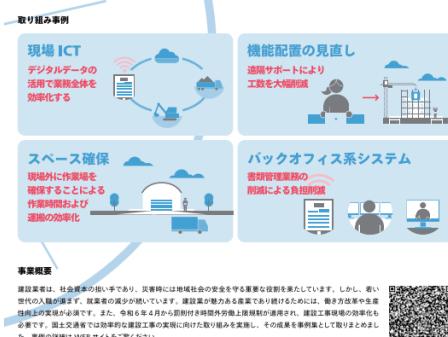
働き方改革の実現に向けた効率的な建設工事の促進(モデル事業事例集)

- 建設業における罰則付き時間外労働上限規制が令和6年4月より適用。一層の効率化・生産性向上が急務。
- 発注者、元請、専門工事業者を含めた多様な関係者と連携して実施した効率的な建設工事の促進に係るモデル事業の取組を事例集としてとりまとめ。

国土交通省

今求められる建設工事の効率化による働き方改革の実現とは

働き方改革の実現に向けた効率的な建設工事の促進事業



事業概要
建設業者は、社会貢献の使い手であり、災害時には地域社会の安全を守る重要な役割を果たしています。しかし、現代の人間が求めて、就業者の減少が伸びています。建設業が魅力ある産業であるために、働き方改革や生産性向上の実現が必須です。また、令和6年4月から罰則付き時間外労働上限規制が適用され、建設工事現場の効率化も必要です。国土交通省では効率的な建設工事の実現に向けた取り組みを実施し、その成果を事例集として取りまとめました。事例の詳細はWEBサイトをご覧ください。

カテゴリについて

本事業における各モデル事業者の取組内容について、大きく4つのカテゴリに分類しております。本事例集を参考いただく際の索引としてご活用ください。

現場ICT(以下、「現場ICT」とする。)

工事施工におけるICT機器やデジタルデータの利活用等により、現場作業の生産性向上を図る取組

機能配置の見直し(以下、「機能配置」とする。)

建設ディレクターの活用や外注業者への業務委託により、現場での書類作成や写真整理等にかかる業務負担の平準化を図る取組

作業場・駐車場・宿舎等確保(以下、「スペース確保」とする。)

現場外に作業場としてのスペースや現場場内に重機等を駐車できるスペースを確保することにより、現場作業の効率化を図る取組

バックオフィス系システム(以下、「BO系システム」とする。)

工程管理システムや原価管理システム等の導入により、バックオフィス業務の効率化を図る取組

目次

事業No.	事業者名	事業名	カテゴリ				専門工事 業者向け 元請向け	ページ
			現場ICT	機能 配置	スペ ース 確 保	BO系 シ ス テ ム		
01	藤原工業 株式会社	建設ディレクターによる業務工管理ツールを活用した業務効率化による効率化を図る取組	✓	✓	✓	✓	専門 元請	P6
02	株式会社 香山能	「無媒体ゼロ」政策に向けたオールデジタルの取組	✓	✓			専門 元請	P12
03	株式会社 大林組	車両動態管理システムを利用した荷物運送の効率化による効率化を図る取組	✓	✓			専門 元請	P14
04	株式会社 山上能	ダンブ裏面情報連携ヘリコプターフラップによる免士士搬出業務の効率化を図る取組		✓			専門 元請	P18

全体版はこちらから ↓

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00074.html

「働き方改革の実現に向けた効率的な建設工事の促進事業」で検索